主

原判決を破棄する。 被告人を懲役二年六月に処する。 原審における未決勾留日数中二〇日を右刑に算入する。 理 由

本件控訴の趣意は、名古屋高等検察庁検察官河野芳雄提出の名古屋地方検察庁豊橋支部検察官宮本芳孝作成の控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護人内田実作成の答弁書にそれぞれ記載のとおりであるから、これらを引用する。 所論は、本件公訴事実は、「被告人は、(1)昭和六〇年一〇月一二日横浜地方裁判所で常習累犯窃盗罪により懲役三年(同六三年一一月一九日刑執行終了)に、

〈要旨〉そこで、記録を調査し当審における事実調べの結果を併せて検討すると、盗犯等防止法三条の受刑前科に〈/要旨〉は、同法二条に掲げられた罪、すなわち刑法二三五条(窃盗)、二三六条(強盗)、二三八条(事後強盗)、二三九条(昏酔強盗)の罪とこれらの未遂罪が規定されているだけであるが、以上列挙の各罪のみならず刑法二四〇条(強盗致死傷)の罪も含むと解するのが相当であるから、本件について、前記横浜地方裁判所が認定しような強盗致傷の罪(刑法二四〇条前段、二三八条)は受刑前科に含まれるというべきである。

外されているとはいえない。

「2」の刑法二四〇条の法定刑に照らし立法にあたり予想されていたか疑問であるとの点につき、刑法二四〇条の法定刑は原判決指摘のとおりであるが、刑法二四〇条の罪を犯して長期の刑に服した者でも当該行為前一〇年内に三回以上受刑前科の罪で六月の懲役以上の刑の執行を受けることになることが全くないとはいえないし、その犯人が常習として強窃盗を犯せば、盗犯等防止法三条の犯罪が成立することは明らかである。そうすると、盗犯等防止法制定当時原判決指摘のような事態が予想されていたかどうかはともかく、刑法二四〇条の法定刑が重いことを理由に受刑前科に含まれないとはいえない。

「3」の犯罪類型が大きく異なる場合もあるとの点につき、確かに刑法二四〇条には、強盗致傷、強盗致死、強盗傷害、強盗殺人など様々な類型が規定されていて、その罪の保護法益も財産に対するより身体生命に対する罪としての面が重視されているとはいえ、いずれも基本的には強盗罪の加重類型の犯罪であって、強盗と犯罪類型が大きく異なるとはいえない。窃盗犯人が逮捕を免れる目的などで反抗を抑圧するに足りる暴行を加えた結果人を致死傷に至らせるという、事後強盗による強盗致死傷等の場合、それは窃盗から強盗へ、更には強盗致死傷等へと順次発展した形態であり、社会的行為としてみると強盗とはもとより窃盗とも類型を共通にする部分がある。

これらによれば、受刑前科の中には、刑法二三六条、二三八条などと犯罪類型を同じくする刑法二四〇条の罪をも含むと解するのが相当であり、原判決の見解には 賛同できない。

よって、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条ただし書により更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和六〇年九月二六日横浜地方裁判所で常習累犯窃盗罪により懲役三年(同年一〇月一二日確定して刑の執行を受け、同六三年六月九日仮出獄、同年一一月一九日刑執行終了)に、同六三年一〇月二六日同裁判所で強盗致傷罪により後四年(同年一二月二六日確定して刑の執行を受け、平成四年一二月二五日刑執行終了)に、平成五年八月二三日名古屋地方裁判所豊橋支部で常習累犯窃盗罪により懲役二年四月(同年九月七日確定して刑の執行を受け、同七年一一月二二日刑執行終了)に各処せられ、いずれもそのころ右各刑の執行を受けたものであるが、更に常習として、同八年五月二三日午後三時四四分ころ、愛知県豊橋市a町字bc番地のは株式会社AホームセンターB店において、店長C管理の手提げバッグー個ほか一〇点(時価合計約一万六五二〇円相当)を窃取したものである。

(証拠の標目) (省略)

(累犯前科)

被告人は、(1)昭和六三年一〇月二六日横浜地方裁判所で強盗致傷罪により懲役四年に処せられ、平成四年一二月二五日右刑の執行を受け終わり、(2)その後犯した常習累犯窃盗罪により同五年八月二三日名古屋地方裁判所豊橋支部で懲役二年四月に処せられ、同七年一一月二二日右刑の執行を受け終わったものであり、これらの事実は検察事務官作成の前科調書、右各判決書謄本によりこれを認める。

(法令の適用)

被告人の判示所為は、盗犯等の防止及処分に関する法律三条、二条、刑法二三五条に該当し、前記の各前科があるので、同法五九条、五六条一項、五七条により同法一四条の制限内で三犯の加重をし、盗品は被害会社に還付され、被告人は本件を

反省していることなどの事情を考慮し、同法六六条、七一条、六八条三号を適用して酌量減軽した刑期の範囲内で被告人を懲役二年六月に処し、同法二一条を適用して原審における未決勾留日数中二〇日を右刑に算入し、原審及び当審における訴訟費用につき、刑訴法一八一条一項ただし書を適用して被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 土川孝二 裁判官 柴田秀樹 裁判官 河村潤治)